

2023(令和5)年10月10日

東京電力ホールディングス株式会社さま

高木 彰臣弁護士さま

門馬 好春(30年中間貯蔵施設地権者会会長)

営農賠償に関する回答に対する要求書

令和5(2023)年7月31日付貴社「営農賠償に関する回答書について」は、以下の通り、事実に反する中身のない、歪曲と詭弁に満ちた回答とはいえない回答です。
また、昨年3回にわたる貴社との交渉時の貴社口頭回答等からも大きく後退しております。
つきましては、下記の事実の提示内容を検証のうえ、事実に基づいた回答を要求いたします。

記

(注)令和5(2023)年7月31日付「営農賠償に関する回答書について」を以下「貴社回答書」と記す

I. 貴社回答書前文「(略)回答済み(略)あらためて下記のとおりご回答いたします」について

昨年4月6月8月の3回の交渉での貴社回答(口頭含む)は、当方からの「論理が逆転等」の指摘に対して、論理的な説明も反論もなく、当方からの指摘を肯定していた。

これは交渉内容の録画とテープ起こしの議事録等「本書10~12頁」からも明らかである。

その後、昨年10月貴社代理人に提示した平成28(2016)年11月7日付回答書を含む3点の証票について本年5月同代理人は、提示時の録音や記録を確認のうえ再度提示するまで、同回答書のみの確認であると事実に反した主張をかたくなに繰り返した。

「5月同代理人が昨年10月提示3点の事実を認めたので同3点の写し等を渡し受領証受領」

【添付資料1~7】

II. 貴社回答書記 I『平成29(2017)年1月以降の営業損害賠償のお取り扱い(3倍相当額のお支払い)』について事実に反する指摘

「貴社回答書内容」

別添「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」(2016年12月26日プレスリリース)のとおり、2017年1月以降の損害につきまして、年間逸失利益(期待所得)の3倍相当額をお支払いさせていただいております。

このお支払いには、各農業者様がそれぞれのご事情に応じ、帰還再開や移転再開、転作、就労等のあらゆる選択肢を自由に選択し、より早期に損害の解消を図り、自立・再建の目途が立てられるように、まとまった資金をお渡しし、これにあてていただく意図を含んでおります。

従いまして、2017年1月以降の特定の期間に限定した損害を対象にするものではなく、将来にわたる損害を一括してお支払いしたものです。

【添付資料1~7】

【時系列毎の事実関係と貴社回答書の事実に反する指摘】

1. 2016(平成28)年9月21日貴社から福島県原子力損害対策協議会などに営農賠償案
「2倍相当額」「2年後以降」を提出 【福島県原子力損害対策課 HP 掲載】

2. 2016(平成28)年11月7日付回答書「中間貯蔵施設用地に関するお問い合わせについて」
に「中間貯蔵施設用地として国と契約した場合、2017年(平成29年)1月以降に地上権を設定した場合でも、年間逸失利益の2倍相当額を賠償させていただきます。」

「ただし損害賠償請求権を含め土地を売却された場合は賠償対象外となります」とある。

これは地上権を設定しても、事故時点で営農をしていた方の年間逸失利益に対して損害賠償すること、すなわち、賠償の必要性は地上権設定の有無に関わらないことが示されている。

【同回答書抜粋版】

【お問い合わせ内容】

2倍相当額の支払いについて、中間貯蔵施設用地として国と契約した場合の賠償の取り扱いが以下のケースの場合どうなるのか。(避難指示区域内)

- 1) 平成28年12月までに農地を売却した場合
- 2) 平成28年12月までに農地に地上権を設定した場合
- 3) 平成29年1月以降に農地を売却した場合
- 4) 平成29年1月以降に農地に地上権を設定した場合

【ご回答】

平成28年12月までに農地を売却、もしく農地に地上権を設定した場合で
も、または平成29年1月以降に農地を売却、もしく農地に地上権を設定した場合でも、基本的には事故時点で営農をしていた方に年間逸失利益(期待所得)の2倍相当額を賠償させていただきます。ただし、損害賠償請求権を含めて土地を売却された場合、買い主の方が賠償対象となります。(従いまして、売主の方は賠償対象外となります。)

【添付資料1】

3. 2016(平成28)年12月1日貴社から福島県原子力損害対策協議会などに見直し案「3倍相当額」「3年後以降、」を提出。福島県農協中央会宛提出した見直し案「平成29年1月以降の農林業に係る損害賠償について(案)」も同じ内容。「翌日の福島民報記事」のとおりである。同2案共に「3年後以降」とあり「3倍相当額」が「3年間」の賠償であることが示されている。

【福島県原子力損害対策課 HP 掲載】 【添付資料2 福島民報記事】

4. 2016(平成28)年12月9日貴社福島補償相談センター今井克治部長から「3倍相当額」「3年後以降」の回答メール内容

前記3提出見直し案と同じく「3年後以降、農林業固有の特性によるやむを得ない特段の事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償を超過した場合には、農林関係者さまのご意見を踏まえた方式によって適切にお支払いさせていただきます」とある。

ここでも「3年後以降」とあり「3倍相当額」が「3年間」の賠償であることを示されている。また3年後以降(2020年以降)も事故と相当因果関係のある損害が続いているれば、損害賠償することが記されている。

【今井部長からのメール抜粋版】

→ 3年後以降、農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者さまのご意見を踏まえた方式によって適切にお支払いさせていただきます。

5. 2016(平成28)年12月24日福島県原子力損害対策協議会全体会議開催「3倍相当額」「3年後以降」を承認。ここでも「3倍相当額」が、「3年間」の賠償であること、その支払いをすることを廣瀬社長が明確に述べている。

【添付資料3 翌日25日の福島民報・福島民友記事】

【同議事録の抜粋写し 上段内堀知事6頁 下段廣瀬社長7頁】

影響が根強く残っている等、厳しい現状にある。そこで、まず、基本的なことであるが、損害がある場合は当然賠償を継続する、ということを確認したい。

2点目。避難指示区域内について、見直し案では、年間逸失利益の3倍相当額を一括して支払うとしているが、確実に支払われるのか確認したい。また、一括賠償後の取扱いについては、風評被害が継続し、損害が賠償額を超過した場合には、適切に支払うとしているが、避難指示区域内の地域の状況は様々であり、賠償と施策を併せて、どのように対応しようとしているのか、改めて説明願いたい。

当社としては、繰り返しになるが「損害がある限り賠償を続ける」との考え方、方針に変わりはない。また、風評被害は当面は継続する可能性が高いものと認識している。

先ほど近藤からも申し上げたとおり、避難指示区域内の農林業者様については、年間逸失利益の3倍相当額をお支払いすることを改めて明確に述べさせていただく。その上で、3年後以降についても、営農や営林再開後も作物が収穫に至らない場合、あるいは風評被害が継続する場合、その他特段のご事情があり損害の継続を余儀なくされるという場合も当然考えられるので、そうした場合には農林業者様の実情を丁寧にお伺いし、適切に対応してまいりたい。

なお、3年後以降の区域内の取り扱いや、同時に避難指示区域外の再来年以降の賠償方針についても、農林業関係者様の御意見をしっかりと聞かせていただき、それを踏まえて決定させていただきたい。

6. 2016(平成28)年12月26日)貴社プレスリリースに「3倍相当額」「3年後以降」とある。この「3年後以降」は、2020(平成31)年1月以降のことであり、これは貴社も前記協議会全体会議の承認2日後これを記載している。

このことは貴社が明確に「3倍相当額」は「3年分」であると示したことである。
また、同プレスリリース I 避難指示区域内(2)お支払いの対象となる損害記載内容は「・従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等にともなう帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業などに係る2017年1月以降の損害」とあり、対象となる損害はその内容だけを記載しており、貴社回答書にある「・意図を含んでおります」の記載はない。

【同プレスリリースは貴社 HP 掲載】

7. 更に同プレスリリース I 避難指示区域内(5)上記お支払い以降の賠償のお取り扱いには、「3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合、その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます」とある。

8. その後、貴社から営農賠償対象者に提出(郵送)した「農業者さま用 賠償金請求書 解説と記入例 営業損害(平成29「2017」年分以降)」には「3倍相当額」「3年後以降」とある。
同書2頁の対象となる損害は、その内容「従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等にともなう帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業などに係る平成29年1月以降の損害」だけを記載しており貴社回答書にある「・意図を含んでおります」の記載はない。
前記6と同じ(2017年と平成29年の違いだけ) 内容であり、貴社回答の「意図を含んでおります」は事実と反している。

賠償請求関係者に誤解をまねく記載は、加害者の被災者対応から反する内容である。

【同解説と記入例 2頁抜粋】

●本冊子でご請求対象となる損害は、以下のとおりとなります。

対象となる損害	対象となる損害の内容
「営業損害 (平成29年以降分)」	従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等にともなう、 帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業等に係る平成29年1月以降の損害

- ・避難指示や出荷制限指示等、風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する「本件事故」と相当因果関係が認められる損害を含みます。
- ・平成29年1月以降の特定の期間に限定した損害を対象とするものではありません。
- ・「避難指示区域」において営農されていた農業者さまについては、原則として、避難指示等による損害の継続が生じているものと推認させていただきます。

9. 同解説と記入例2頁下段の2つ目の・「平成29年1月以降の特定の期間に限定した損害を対象にするものではありません」とある。続いて同書3頁賠償金額の算出方法に「賠償金額=年間逸失利益×3」とある。5頁今後の請求に「3年後以降、」とある。そして7頁今回の損害賠償についての留意点で最後3つ目の・「作付面積等の賠償の前提に影響する一定の事実が生じたことが判明した場合には、平成29年1月以降の5年間については、精算について協議させていただく場合がございます。」とある。

【同解説と記入例 3頁の抜粋】

賠償金額の算出方法

- 賠償金額は次のように算出されます。

$$\text{賠償金額} = \text{年間逸失利益} \times 3$$

【同解説と記入例 5頁の抜粋】

今後のご請求について

- 平成29年1月以降を対象としたご請求につきましては、従来の請求書様式はご利用いただけませんのでご留意ください。

なお、3年後以降、営農再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、「本件事故」と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。

【同解説と記入例 7頁の抜粋】

留意点

● お支払いについて

- ・ご請求に際して、「本件事故」との相当因果関係が認められない場合はお支払いできないことがあります。
また、ご請求金額について、合理的な範囲を超えていると判断される場合も、お支払いできないかまたはお支払い額を減額させていただくことがあります。
 - ・賠償金をお支払い後、「本件事故」によるほか地震や津波による損害であることが確認された場合や、同一の損害に対して賠償金を重複してお支払いしていることが確認された場合には、精算させていただくことがあります。
 - ・また、今回のご請求に係る賠償金は、平成29年1月以降の損害に対して、年間逸失利益の3倍相当額をお支払いさせていただくものとなります。作付面積等の賠償の前提に影響する一定の事実が生じたことが判明した場合には、平成29年1月以降の5年間については、精算について協議させていただく場合がございます。
- なお、この場合には、重要な変更が生じた時点で経過した期間を控除した残期間分を精算の協議対象とさせていただきます。

10. 貴社回答書「2017年1月以降の特定の期間に限定した損害を対象にするものではなく、将来にわたる損害を一括してお支払いしたものです。」

これは、前記2・8・9をあわせた内容を説明したものである。つまり3倍相当額(3年間)の中で売却により作付面積が減少した場合、賠償金額を清算するので、その間の売却地を含めて、

3倍相当額を賠償するものではない意味である。その意味で同解説と記入例2頁に「…特定の期間に限定した損害を対象にするものではありません」と記載しており、貴社回答の「3年」を否定した記載「特定の期間に限定した侵害を対象にするものではなく」とは意味がまったく違うものである。

さらに、「将来にわたる損害を一括してお支払いしたものです」は「3年後」の賠償を否定しており、これで賠償はすべて終了の意味を含ませた回答は、前記5の廣瀬社長の答弁回答等とも整合性が認められない。貴社回答書の下線部分は事実に反した悪意を含んだ内容である。

11. 2019(平成31)1月24日貴社との交渉記録(貴社作成文書)

「また、2017年1月の請求時点で年間逸失利益の100%の3倍相当額をお支払いする事についてご説明しご了承を得る」「また、上記取り扱い以降2020年1月からの対応については、さらにご事情がある場合は、個別にご事情をお伺いさせて頂き、損害が3倍相当額の賠償額を超過した場合には、適切にお支払いさせていただく事。以外の決定事項はない事についてご説明しご了承を得る」とある。「同文書は本年5月貴社代理人に手渡す」

「上記取り扱い以降2020(令和2)年1月からの対応」という表現は、「3倍相当額」が、「2017年～2019年の3年」であることを示している。

また、同交渉時の音声記録には私からの問い合わせ「1年分が10万円なら3年分で30万円でよいか」に対し、貴社担当者から肯定した発言「そうです」があり、ここでも明確に「3倍相当額」が「3年」であることを示している。

したがって、貴社回答書「3倍相当額は…2017年1月以降の特定の期間に限定した損害を対象にするものではなく、将来にわたる損害を一括してお支払いしたもの」という主張は、これによって崩れている。

【2019(平成31)年1月24日東電文書「門馬好春さまとの対応内容について】抜粋

また2017年1月の請求時点で年間逸失利益の100%の3倍相当額をお支払する事についてご説明しご了承を得る。

また、上記取扱い以降2020年1月からの対応については、さらにご事情がある場合は、個別にご事情をお伺いさせて頂き、損害が3倍相当額の賠償額を超過した場合には、適切にお支払いさせていただく事。以外の決定事項はない事についてご説明しご了承を得る。

12. 2019(令和1)9月農業者への説明会資料

「避難指示区域内の農業者さまに対する一括賠償後のお取り扱いについて」

一括賠償の概要

イ 「・略・2017年1月以降の損害について、2016年における年間逸失利益の3倍相当額を一括してお支払いさせていただいております」

□ 追加のお支払いをさせていただく場合「以下において、弊社事故と相当因果関係のある損害が一括賠償を超えたときは、超過分について適切にお支払いさせていただきます」

- ① 営農再開後も風評被害が継続する場合
 - ② 営農再開後も作物が収穫に至らない場合
 - ③ その他の農業固有の特性によるやむを得ない特段の事情により損害の継続を余儀なくされている場合
- 休業を余儀なくされているご事情の例 「イメージ図と写真あり」
- 余儀なき事情に該当し得る事例
「仮置き場として用地を提供 水路が使用できない」
- 余儀なき事情に該当しない事例
「太陽光発電設備を設置している」

【添付資料4】

ここでも明確に「3倍相当額」が「3年相当額」であることを示している。

また、余儀なき仕儀に該当しない事例に中間貯蔵施設は入っていない

13. 2020(平成31)年4月東電文書「避難指示区域内の農業者さまに係る一括賠償後のお取り扱いについて」 貴社回答書にも抜粋版記載あり

② 余儀なきご事情に該当しない例

- 太陽光発電設備を設置している
- 中間貯蔵施設の予定地である
- 農地を譲渡・貸与した
- 避難指示は解除されたが、避難先が遠隔地であるため営農再開していない

【添付資料5】

前記12までの記述と異なり、中間貯蔵施設の予定地になれば、損害賠償しないことを暗示している。同施設は福島原発事故の年にすでに国が福島県に要請、2015(平成27)年3月から搬入開始し事業がスタートしている。なぜ、2020年4月に初めて「余儀なき仕儀に該当しない」としたか、言い換えれば用地交渉による契約率が向上したことから、地権者の意向を無視してもよいと判断したものではないかとされる。

しかし「予定地である」と「地上権を設定する」とことは別であり、後者については2016(平成28)年11月7日回答書で賠償の必要性に変わりはない、とされている。

また、地上権を設定しない「未契約者」には、損害賠償が支払われ続けている。

営農賠償は2011年から支払い対象であり、貴社は「中間貯蔵施設の予定地」と決まった時点「遅くとも2014(平成26)年5月の住民説明会開始時」までに、売却者、地上権契約者に対する賠償方針を示すべきであったがそれをしなかったのは加害者責任に反する。

少なくとも地上権契約者が2020年4月以降は賠償しない、未契約者は賠償対象の方針であれば地権者の選択が変わっていたことも貴社は十分予想できたはずである。

14. 前記13の2020(平成31)年4月東電文書東電文書4頁

ここでも「一括賠償(3倍相当=3年)後」も損害があれば賠償することが明記されている。

▶ 一括賠償後については、原則、損害を受けられた年ごと（1年ごと）に、損害を受けた年
の翌年にご請求いただき、お支払い（後払い）させていただきます。（ご請求のお手続
きの流れにつきましては、別紙「ご請求・お支払い手続き（予定）」をご参照ください。）

15. 2022年10月貴社代理人に前記Ⅰのとおり各証憑を提示、さらに、今年2023年5月に同証憑の写し提出(同代理人に手渡す)のとおり。

2018(平成30)年中間貯蔵施設の地上権契約者が、2019(令和1)年の営農賠償の対象外「賠償対象0円」とされた「損害請求内容確認書(令和2年)」の事実の証票である。

これにより3倍(3年)相当額一括払いの貴社の約束違反が明確となっている。

1. 請求確認類 JA・団体名 生産者名 生産者(組合員)コード	[Redacted]	
請求確認額（円）		0
内 容		全 額
損害額	①（円）	[Redacted]
3倍賠償額(既お支払い済)	②（円）	[Redacted]
請求確認額	③=①-②（円）	0
〔請求額との内訳〕 ※1 年度 基礎算定額 ① 受取額 ② 対価額 ③		
2017年(平成29年)	[Redacted]	0
2018年(平成30年)	[Redacted]	0
2019年(令和1年)	0	0
2020年(令和2年)	0	0
	2	0

※1 基地を売却している場合など、平成28年の基礎算定額とは異なる場合があります。
※2 依頼確認料に関する説明欄
※3 税引額に関する説明欄

【添付資料6】

16. 貴社回答書Ⅰに「3倍相当額をお支払いさせていただいております」とあるが、地上権契約者に対して2倍相当額のみの支払い事実があり、前記15ではそれを証票で示した。

また、同回答書Ⅲ3つめの・に「3倍相当額を超過しないこと」とある。

これは3倍相当額賠償支払いを認めていたが、同様に地上権契約者に対して2倍相当額のみの支払い事例は事実に反した記載である。

【貴社回答書 記Ⅰの結論と要求内容】

以上の通り、貴社は2016年の年間逸失利益の3倍相当額(=2017年～2019年の3年分)一括払いを約束している。しかし、2018年に地上権契約をした農業生産者に対し2019年の営農賠償の支払いを行っていない事実「2倍相当額(=2017年～2018年の2年分)の支払い事例」がある。これは明らかな約束違反である。

よって、まずはこの約束違反の事実を認めること。そして、約束を履行することを要求する。

Ⅲ 貴社回答書 記Ⅱ 3倍相当額賠償後のお取り扱い(ご請求者様へのご案内文書より抜粋)

これは2020(平成31)年4月の文書であり、この内容、特に「余儀なき仕儀に該当しない例」

として「中間貯蔵施設の予定地である」を貴社がはじめて記載した内容である。前記12で示したとおり、2019(平成30)年9月の貴社説明会資料には、「余儀なき事情に該当しない事例」は「太陽光発電設備を設置している」だけである。

貴社回答として2020(平成31)年4月の抜粋版を回答の一部として示すならば、2019(平成30)年9月の貴社説明会資料もあわせて事実を示すべきである。

福島原発事故の加害者として賠償する側の説明責任と誠実さに欠けている。

IV 貴社回答書 記Ⅲ 「中間貯蔵施設予定地に地上権設定した場合を「余儀なき仕儀に該当しない」と考える理由等」は前文、記Ⅰ、記Ⅱを受けて以下の3点である。

- ・地上権設定期間においては、当該土地を農地として使用することはできず、現実的に営農が可能であるとは認められないこと
- ・地上権を設定する時点において、中間貯蔵施設廃止までの約30年間に亘り当該農地を使用できないことを把握できる状況であり、営農再開を志向するのであれば、移転先での営農再開が可能であること
- ・このため、地上権を設定した場合を余儀なき事情とは認めることはできず、本件事故と相当因果関係のある損害が既支払いの3倍相当額を超過しないこと

以上の3点について前記Ⅲで事実関係を示したとおりである。

最初の・について

・避難指示区域内では「現実的にすべて現実的に営農が可能であるとは認められない」ことから、客観的かつ公平感に欠けた非論理的であり、貴社だけの一方的な押し付けの主張である。

・続いてつきの・について

まず、「中間貯蔵施設廃止までの約30年間に亘り当該農地を使用できないことを把握できる状況であり」とあるが、これも前記と同じく避難指示区域は国の方針でも最長2029年までは続くものであり、「約30年間」と比較しても賠償の有無の判断で大きな差はない。

また未契約も「約30年間に亘り当該農地を使用できないことを把握できる状況であり」は同じであり、論理的な説明になっていない。

さらには当初仮置き場の短期3年契約は、当時中間貯蔵の計画段階であり、多くの県民は3年を超えると想定していた。当然中間貯蔵施設への搬入前に期間延長の対応を取る環境省や自治体もあった。結果として現在は期間10年越えもある。2019(令和1)年9月の説明会資料や2020(令和2)年4月の貴社資料で「余儀なき仕儀」とし、昨年の交渉で「短期を想定」と主張したが、3年を超えている事実があることを無視して、「短期の3年を想定」の主張は、詭弁であり、後で付けた理由であり、根拠の主張にはならない、ずれた主張である。

以下は「熊本先生の指導を転記です」です、など丁寧語は他と合わせ変更(本文は後で削除)
特にひどい主張は「営農再開を志向するのであれば、移転先での営農再開が可能であること」の一文である。一例を示すと埋め立て漁業が営めなくなても、「他の水域で漁業を営めば

いいではないか」とする主張と同じであり、埋立事業では、主張しても認められるはずのない主張である。また、恥ずかしくてこれまで誰も主張したことのない、ひどい主張である。

営業補償の中に「営業休止等の補償」があるが、土地等の取得または使用に伴い、営業を休止しないで、仮営業所を設置して営業を継続する場合には、仮営業所の設置の費用、仮営業であるための収益減等を補償することとされている(公共用地の取得に伴う損失基準要綱第32条)。

つまり他の場所での営農は「仮営業所での営業」と同様であり、農地取得の費用や収益減を補償しなければならない。

したがって、営農賠償だけをもって、「営農再開を志向するのであれば、移転先での営農再開が可能であること」を主張することはできない。

3番目の・は結論であるが、まえの2つの・つまり結論を導く前提が事実から反しており、貴社の一方的な思い込みによる間違った判断である。また、3倍相当額(=3年)の賠償を行っていない農業生産者もいる中でのこの一文は企業倫理感がないと言わざるをえない文言である。よって撤回を要求する。

その他の指摘事項について

(1) 「3年後以降」であり、2020(平成31)年4月の説明書の通り2020(平成 31)年1月以降について貴社が説明している内容である。

したがって、まず3倍相当額(=3年間)の賠償支払いの約束をはたすべきである。

(2) 「余儀なき仕儀に該当しない」と考える貴社の理由等について

地上権契約に至る背景

これは貴社の引き起こした福島原発事故が原因であり、福島の復興のためやむを得ず契約に至った背景がある。その意味で貴社が余儀なき仕儀と認めた代替性のある仮置き場の地域等の要請より重い。

『これに関連する証憑として昨年の交渉のテープ起こし記録抜粋版を以下に示す』
これに対する貴社からの明確な回答(口頭含む)や指摘は得られていない【添付資料7】

【余儀なき仕儀は同じ】磯野弥生東京経済大学名誉教授の指摘

本来なら中間貯蔵施設事業は、公共事業一般的な公共事業におけるダムを造る、道路を造るのとは全く違っている。まさに今ここで議論されていたように原発事故による放射能汚染を除去する必要に迫られる中で、除染土を1箇所に集める中間貯蔵施設を早急にどこかに造らなければいけない状況だった。これは国民も県民もみんなが承知していたこと。

だから本来なら、東電の費用で東電の敷地に造ればいいものを、そうではなくて国側の出費で、一刻も早く民有地を利用してでも造らなければいけなかった。その結果施設用地内の地権者は、県民全体のために農地を提供することを余儀なくされた。

すなわち、事故がなければ農業を続ける意思のあった人々にとって、農地の提供は福島原発事故の被害によるものである。

土地の提供については、3種類「土地を売った人、それから地上権設定で同意した人、未だ売らない人」が現実には別れ出てきた。それら全ての人について、国が中間貯蔵施設をつくり、農業をできない状態にした。「もし農業を続けたいならあくまでも農地を売ってはいけない、あるいは地上権の設定をしないと言う選択肢がある」ということを政府なり東電なりが、イメージ的にも話していなかった。

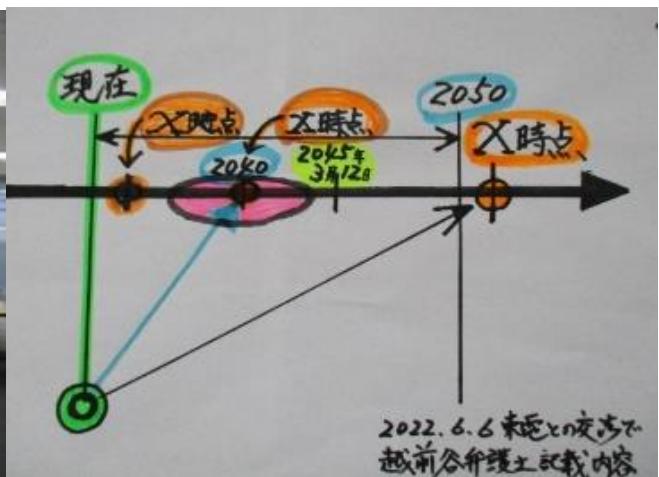
そして、中間貯蔵施設は仮置き場用地より長期にわたるとは言え、2045年までという期限付きの土地利用なので、地上権を設定した方は30年間すれば戻ってくると思っている。だから地上権の設定をしている。これまで述べてきた事情から、農業ができない状況が解除されれば、農業をすると推定することが適当。農業を継続する意思如何という問題は本来ならここ営農賠償で出してくることは適切でない。

中間貯蔵施設の場合は特に農業をしないから、またはする意思がないからあなたに貸しましたよ、というよりも、やむにやまれず、福島の福島県民のためにそうしたのである。

【東電主張は論理が逆転】いわき法律事務所越前谷元紀弁護士の指摘

「昨年6月6日白板で説明している様子」

「貴社がX時点は不明と回答」



まず東電の意向確認書の文面「現時点で営農再開の意向・あり、なし」からそうは読めない。

東電の説明は意向確認とは「将来農業が再開できるようになった時点、その時点で農業をやる意思「意向」がいま（現時点）ありますか、と聞いている」それであればその意向確認は「いま聞く（確認する）のではなく、将来農業が再開できるようになったその時点で確認するもの」と正した。さらに東電は越前谷弁護士の問い合わせに対し、東電はその「将来の農業再開時点（X時点）は東電でも分からぬ」と回答。

これについて越前谷弁護士から「であればその将来時点は近い将来か遠い将来か分からぬ」に続き「東電は、仮置き場は短期を想定した契約なので賠償対象として、地上権契約は30年契約で賠償対象外としているが、短期、中期、長期で賠償の有無を分ける必要はない。」したがって東電の意向確認について「論理が逆転」している。と指摘した。

東電からはこれに反論する論理的な説明はなかった。

【損害賠償は逸失利益の有無によって決まる】熊本一規明治学院大学名誉教授の指摘

同名誉教授は「損害賠償は逸失利益の有無によって決まる」と以下のとおり指摘。

東電は30年の地上権契約を交わしたから営農の意思（意向）はないと判断したがそれはとても乱暴なこと。だから農業生産者はじめ多くの皆さんが不信感をいだかれている。

さらに仮に営農の意思がなくなったら何故損害賠償をしなくてよいのかという根本的な問題がある。損害賠償をしなければいけないかどうかは法的には差額があるかどうかによって決まってくる。

したがって「営農意思があれば損害賠償しなければいけない、営農意思がなければ損害賠償をしなくてもいいという問題ではない。」「営農賠償は営農意思の有無とは関係がない。」

続けて、分かり易い事例で説明すると例えば重大な交通事故で足が不自由になり半身不随に近い状態になった人がいるとする。その被害者に対してあなた元の職業に戻る気がありますか、ということを聞いて、戻る意思があるなら損害賠償が必要だけれども、戻る意思がなければ損害賠償の必要がないと言っていることと同じではないか。そんな元の職業に戻るかどうかは損害賠償とは関係がない。

東電はどうして営農再開の意思の「あり・なし」によって損害賠償の必要性が変わってくるのか。まったく理解できない。民法709条に法り営農賠償すべきである。

V 貴社回答 記IV その他

貴社回答は「本回答には、令和5年4月17日付文書の質問事項に対する回答を含んでおります」とあるが、どの質問に対する回答なのか不明であり、不誠実このうえない。

以下に同文書写しを掲載したので、まず、1営農賠償の要点1-1から1-5までの事実関係に事実と異なる内容や貴社の主張と異なる部分があれば具体的にご指摘をいただきたい。

つぎに2. 営農賠償制度への質問 Q1から Q6について個々の質問に対して具体的な回答（当方質問内容の指摘や反論を含む）を要求する。

本質問事項は昨年8月8日貴社との交渉時、熊本一規明治学院大学名誉教授から直接貴社に手渡した内容である。その後、今年に入り貴社から同名誉教授には代理権がないので、回答が出来ないという、時間稼ぎ、嫌がらせとも取れる連絡を受けた。

やむを得ず本年4月17日門馬好春の名前で同じ内容を貴社に再度送付した経緯がある。

したがって、「質問事項に対する回答を含む」という、具体的な回答趣旨が不明で、不誠実な総論を束ねた回答でなく、逃げない回答、Q1から Q6の個々の質問事項に対して、それぞれについて具体的な回答を要求する。

【2023年4月17日 貴社への送付文書】

東京電力ホールディングス株式会社さま
高木 彰臣弁護士さま

門馬好春(30年中間貯蔵施設地権者会会长) 住所略

お世話になっております。昨年8月8日交渉の際、熊本一規明治学院大学名誉教授から貴社側にご提出した文書「営農賠償制度について」の「1. 営農賠償制度の要点」について異議がある場合は具体的にご指摘ください。また、「2. 営業賠償制度についての質問」については4月11日の回答で「代理人の方以外の書面に個別に回答すると、議論が錯綜することになりかねないので、熊本先生のご質問について書面で回答することは適切でない、ということをお伝えした」とありましたが、私門馬好春からの質問書とさせていただきます。昨年8月から8ヶ月経過しております。早急に「1.」「2.」あわせて書面回答をお願いいたします。

営農賠償制度について

2022.8.8 熊本一規

1. 営農賠償制度の要点

「避難指示区域内の農業者さまに対する一括賠償後のお取り扱いについて」(東京電力,2019.9)によれば、次のとおり。

1-1.一括賠償(1頁)

従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等に伴う休業等に関する2017年1月以降の損害について、2016年における年間逸失利益の3倍相当額を一括賠償。

1-2.一括賠償後の追加支払い(1頁)

弊社事故と相当因果関係のある損害が一括賠償額を超えたとき(①~③)は、超過分について追加支払い。

- ① 営農再開後も風評被害が継続する場合(価格差賠償)
- ② 営農再開後も作物が収穫に至らない場合(売上差賠償)
- ③ その他の農業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされている場合

1-3. 1-2③の考え方(1頁)

一例として、以下の休業損害が対象となると考えております。

○ご請求いただける方:従前の耕作地で営農を再開されるご予定の農業者さま

○賠償対象となる損害:営農を再開されるご意向にもかかわらず、弊社事故に起因する事由により営農が妨げられていることに伴う損害

○賠償対象となる期間:営農再開が可能となるまでの必要かつ合理的な期間

1-4. 1-2③の事例(3頁)

余儀なき事情に該当し得る事例…仮置場として農地を提供

水路が使用できない(弊社事故に起因する事情がある場合)

余儀なき事情に該当しない事例…太陽光発電設備を設置している

1-5. 農業以外の収入の控除について(11頁)

控除対象となる事例…○農地を活用して収入を得た場合

- ・農地を仮置場等へ供出したことによる賃料収入

- ・農地に太陽光発電設備を設置したことによる売電収入等

○從前農業を実施していた労働力で新たな仕事を行った場合

2. 営農賠償制度についての質問

Q1. 「一括賠償」の法的根拠は何か？

民法709条：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

要するに、「不法行為に伴う損害賠償責任」を規定している。

差額説：不法行為によって被害者に実際に生じている財産状態と、不法行為がなかったならば、あったであろう財産状態との金銭の差を損害と捉える考え方。

通説となっており、判例も差額説の考え方方に立っている。

逸失利益：損害賠償において請求することのできる損害の一つで、本来得られるべきであるにもかかわらず得られなかつた利益をいう。「得べかりし利益」とか「消極的利益」ともいわれる。

損害は、財産的損害と非財産的損害に分かれ、財産的損害は、さらに積極的損害（被害者がその財産から出費した損害）と消極的損害（将来得られるはずであった利益の損害）に分かれる。

Q2. 「追加支払い」の法的根拠は何か（「一括賠償」の法的根拠と同じか否か）？

一括賠償は 2017～2019 年の逸失利益についての損害賠償

追加支払いは、2020 年以降の逸失利益についての損害賠償

Q3. 一括賠償も追加支払いも法的根拠は「逸失利益に対する損害賠償」なのだから、

地上権契約者に対して「一括補償」をしながら「追加支払い不要」とするためにには、

地上権契約者に 2017～2019 年に存在していた逸失利益が 2020 年以降ゼロになったことを論証しなければならない。その論拠は何か。

Q4. 1-3 で「1-2③の考え方」について「一例」のみしか例示されていないが、

他にも多くの例があり得るはず。

「逸失利益が続く限り追加支払いが必要」なのだから、営農不能な状態が続く限り、逸失利益に対する損害賠償が必要ではないか。

Q5. 新たに実施した事業による収入は逸失利益と損益相殺すれば済むのではないか。

それは、仮置場でも太陽光発電でも地上権契約でも同じではないか。

差額＝逸失利益（事業収入がある場合には損益相殺後の逸失利益） > 0 ならば、

損害賠償が必要ではないか。

Q6. 営農不能な状態が続き、逸失利益が存在し続けているのに、

何故、将来の「営農再開の意思の有無」によって損害賠償の要否が分かれるのか。

・11頁では、「農地を活用して収入を得た場合」も「従前農業を実施していた労働力で新たな仕事を行った場合」も控除対象とされている(*)

農業以外に土地を活用しても農業以外に就労しても、それに伴う収入を控除対象にすれば(損益相殺すれば)済むということ。

・「営農再開の意思」がなければ損害賠償の必要がない、とするのは、11頁*と矛盾する。

・損害賠償の要否の基準は「差額(逸失利益) > 0」であり、「営農再開の意思」ではない。

「損害賠償は必要だが、営農賠償は不要」ということか。

以上

VI 添付資料

1. 平成28(2016)年11月7日貴社回答書

平成28年11月7日

門馬好春様

東京電力ホールディングス株式会社
福島補償相談センター
産業団体相談第二グループ

中間貯蔵施設用地に関するお問い合わせについて

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、福島県民の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、あらためまして深くお詫び申し上げます。

過日、門馬様よりお問い合わせを頂きました件につきまして、下記のとおり書面によるご回答をさせて頂きたいと思います。

記

【お問い合わせ内容】

2倍相当額の支払いについて、中間貯蔵施設用地として国と契約した場合の賠償の取り扱いが以下のケースの場合どうなるのか。(避難指示区域内)

- 1) 平成28年12月までに農地を売却した場合
- 2) 平成28年12月までに農地に地上権を設定した場合
- 3) 平成29年1月以降に農地を売却した場合
- 4) 平成29年1月以降に農地に地上権を設定した場合

【ご回答】

平成28年12月までに農地を売却、もしく農地に地上権を設定した場合でも、または平成29年1月以降に農地を売却、もしく農地に地上権を設定した場合でも、「基本的には事故時点で営農をしていた方に年間逸失利益(期待所得)」の2倍相当額を賠償させていただきます。ただし、損害賠償請求権を含めて土地を売却された場合、買い主の方が賠償対象となります。(従いまして、売主の方は賠償対象外となります。)

以上

2.【2016(平成28)年12月2日福島民報記事の一部】

2016年(平成28)12月2日(金)

福島民報

政府と東電が示した当初案と見直し案
(金額は仮定)

当初案		見直し案
避難区域内	原発事故前の年間利益の2倍相当額を一括で支払う $200\text{万円} \times 2 = 400\text{万円}$	原発事故前の年間利益の3倍相当額を一括で支払う $200\text{万円} \times 3 = 600\text{万円}$
	平成31年以降は風評被害が継続し、事故と相当因果関係がある場合に個別に対応	平成32年以降は損害がある限り農林業者の意向を踏まえた方式で適切に支払う
避難区域外	原発事故前の利益と28年の利益の差額分の2倍相当額を支払う $(200\text{万円} - 140\text{万円}) \times 2 = 120\text{万円}$	29年中は実際に生じた損失を支払う現行の枠組みを継続 $200\text{万円} - 150\text{万円} = 50\text{万円}$
	31年以降は風評被害が継続し、事故と相当因果関係がある被害に個別に対応	30年以降の枠組みは農林業者の意向を踏まえ 20年内に確定する

※原発事故前の年間利益を200万円、平成28年の利益を140万円、29年の利益を150万円と仮定

政府、東電

同日、東電の石崎芳行副社長・福島復興本社代表らが県庁を訪れた。避難区域内は原発事故前の年間利益の三年分を一括で支払う。その後の十二年以降については「損害がある限り適切に賠償する」とした。

政府と東電が九月に示した見直し案は【表】の通り。避難区域内の三年分一括賠償は、原発事故前と同等の営農が困難になったことに示された。

**避難区域内農林業賠償
3年分一括県に伝達
32年以降「損害ある限り**

東京電力福島第一原発事故による平成二十九年一月以降の農林業の損害賠償を巡り、見直し案を検討していた政府と東電は一日、案を県やJAなどに正式に伝えた。避難区域内は原発事故前の年間利益の三年分を一括で支払う。その後の十二年以降については「損害がある限り適切に賠償する」とした。

政府と東電が九月に示した見直し案は【表】の通り。避難区域内の三年分一括賠償は、原発事故前と同等の営農が困難になったことに示された。

避難区域外の風

東京電力福島第一原発事故による平成二十九年一月以降の農林業の損害賠償を巡り、見直し案を検討していた政府と東電は一日、案を県やJAなどに正式に伝えた。避難区域内は原発事故前の年間利益の三年分を一括で支払う。その後の十二年以降については「損害がある限り適切に賠償する」とした。

政府と東電が九月に示した見直し案は【表】の通り。避難区域内の三年分一括賠償は、原発事故前と同等の営農が困難になったことに示された。

避難区域外の風

3.【2016年(平成28)年12月25日福島民報記事一部(左側)同日福島民友記事一部(右側)】



4.【2019(平成30)9月「3倍相当額賠償以降の取り扱い」資料】

(1)【説明会予定表】

東京電力ホールディングス（株） 「3倍相当額賠償以降の取り扱い」 組合員・生産者向け説明会予定表		
○ 説明会は次の日程で行います		
○ふたば地区		
開催日	会 場	時間
2019年(平成30年) 9月 12 日(木)	浪江町地域スポーツセンター サブアリーナ (浪江町大字権現堂字下馬洗田 5-2)	10時30分～
9月 12 日(木)	富岡町文化交流センター「学びの森」大ホール (富岡町大字本岡字王塚 622-1)	14時00分～
9月 18 日(水)	福島県農業総合センター 多目的ホール (郡山市日和田町高倉下中道 116)	10時00分～
○たむら地区		
開催日	会 場	時間
9月 20 日(金)	たむら地区本部 3階 会議室 (田村市船引町船引字南町通 160)	13時30分～

4.(2)【説明会資料】「2016年の年間逸失利益の3倍相当額を一括して支払い」とある

1

避難指示区域内の農業者さまに対する一括賠償後のお取り扱いについて

1. 一括賠償の概要

避難指示区域内の農業者さまにつきましては、農業関係者さまからのご意見等を踏まえ、従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等に伴う帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業等に関する2017年1月以降の損害について、2016年における年間逸失利益の3倍相当額を一括してお支払いさせていただいております。

2. 一括賠償後のお取り扱いについて

(1) 追加のお支払いをさせていただく場合

以下において、弊社事故と相当因果関係のある損害が一括賠償額を超えたときは、超過分について適切にお支払いさせていただきます。(2016.12.26 プレスリリース)

- ①営農再開後も風評被害が継続する場合
- ②営農再開後も作物が収穫に至らない場合
- ③その他の農業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされている場合

(2) 上記(1)①~③記載のそれぞれの場合の考え方

①営農再開後も風評被害が継続する場合

避難指示区域外の賠償基準に則り、損害額を算定させていただきます。

(代表的な算定イメージ)

$$\text{損害額} = (\text{基準単価} \times \text{全国平均価格変動係数} - \text{販売単価}) \times \text{販売数量}$$

②営農再開後も作物が収穫に至らない場合

営農を再開された後も、弊社事故により収穫に至らない事情があると認められ、これに伴う減収が発生した場合、収入回復に必要かつ合理的な期間、弊社事故前の売上との差額を基に損害額を算定させていただきます。

(例) 果樹等：定植から収穫に至るまでの期間

畜産：導入から販売までの期間 等

③その他の農業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされている場合

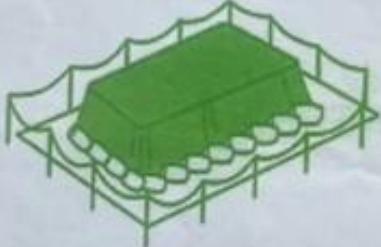
一例として、以下の休業損害が対象となると考えております。

- ご請求いただける方：従前の耕作地で営農を再開されるご予定の農業者さま
- 賠償対象となる損害：営農を再開されるご意向にもかかわらず、弊社事故に起因する事由により営農が妨げられていることに伴う損害
- 賠償対象となる期間：営農再開が可能となるまでの必要かつ合理的な期間

4.(3)【説明会資料】「休業を余儀なくされている事情の例」を図と写真で示している

休業を余儀なくされているご事情の例

3

余儀なき事情に該当し得る事例	余儀なき事情に該当しない事例
<p><u>仮置場として農地を提供</u></p>  <p>出典：環境省ホームページ http://josen.env.go.jp/soil/temporary_place.html</p>	<p><u>水路が使用できない</u> (弊社事故に起因する事情がある場合)</p> 
<p><u>太陽光発電設備を設置している</u></p>  <p>出典：経済産業省ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/taiyoukouhyouka.html</p>	

※ 実際のご請求にあたっては、具体的な状況等を確認のうえ、該当可否、期間等について検討させていただきます。

5.(1) 2020年4月【説明会資料】「今後の予定を示している」

《2020年8月頃 2017年以降3カ年の損害等を確認するための書類作成》とある

2020年4月

【避難指示区域内 ご請求・お支払いの今後の予定】

避難指示区域内の皆様からの賠償請求等につきまして、今後1年間は以下のスケジュールで必要書類の作成から、ご請求、そしてお支払いと進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

<2020年（令和2年）>

○4月下旬 「避難指示区域内の農業者さまに係る一括賠償のお取り扱いについて」のお知らせ（今回）

○8月頃 2017年以降3カ年の損害額等を確認するための書類作成

- JAさまより書類が届きますので、必要事項をご記入のうえ、JAさまへご提出をお願いします。

<2021年（令和3年）>

○2月頃 2020年の損害額等を確認するための書類作成

- JAさまより書類が届きますので、必要事項をご記入のうえ、JAさまへご提出をお願いします。

○6月頃 JAさまを通じてご請求

○8月頃 生産者さまへのお支払い

原子力事故による損害に対する賠償

（避難指示区域内の農林業賠償）に関するお問い合わせ先

福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-925-190

受付時間：午前9時～午後5時（月～金「除く休祝日」）

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

5.(2) 2020年4月【説明会資料】「一括賠償後のお取り扱いについて 1頁」

2020年4月

東京電力ホールディングス株式会社
福島原子力賠償相談室

避難指示区域内の農業者さまに係る一括賠償後のお取り扱いについて

本資料につきましては、これまで農業関係者の皆さまより頂戴したご意見・ご要望等も踏まえた、農業者さまに係る一括賠償（注1）後のお取り扱いについて、基本的な考え方をご説明させていただくものです。

お取り扱いについてご不明な点等がございましたら、ご事情を丁寧にお伺いさせていただいたうえで、適切に対応させていただきます。

なお、本件専用の弊社お問い合わせ窓口（コールセンター）を開設いたしましたので、ご不明な点等がございましたら、お問い合わせくださいますようお願いいたします（詳細は巻末参照）。

（注1）一括賠償の概要

避難指示区域内の農業者さまにつきましては、従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難になったこと等に伴う2017年1月以降の損害として、2016年における年間逸失利益の3倍相当額を一括してお支払いさせていただいております。（また、一括賠償以前につきましては、2011年から2016年末までの休業賠償をお支払いさせていただいております。）

1. 一括賠償後にお支払い対象となる損害

- 避難指示区域内の農業者さまが、2017年1月以降、実際に被られた弊社事故と相当因果関係のある損害についてJ.Aさまを通じてご申告いただき、2017年1月以降の損害額の合計が、お支払いさせていただいた3倍相当額を超過して以降、超過分についてお支払いさせていただきます。
(詳細)

<弊社事故と相当因果関係のある損害>

- ① 営農再開後の風評被害による損害
 - 避難指示区域外のお取り扱いに際し、損害額（風評被害による価格下落）を算定
- ② 営農再開後も作物が収穫に至らないことによる損害
 - 除染後の地力低下による収穫量減少など、弊社事故により作物が十分な収穫に至らないご事情があり、減収が発生した場合、必要かつ合理的な期間、事故前の利益との差を基に、損害額を算定
- ③ 弊社事故に起因するご事情により休業を余儀なくされたことによる損害
 - 農業者ご本人さまが営農を再開されるご意向があるにもかかわらず、弊社事故に起因するご事情（注2）により営農再開が妨げられ、休業を余儀なくされた場合、

5.(3)「2020年4月【説明会資料】「一括賠償後のお取り扱いについて 2頁」

営農再開が可能となるまでの必要かつ合理的な期間、一括賠償の基礎額とした年間逸失利益を基に、損害額を算定

- 停滞困難区域の農業者さまにつきましては、当面は営農再開のご意向が確認できれば、休業賠償を継続させていただきます。(賠償期間については、支援施策の状況や特定復興再生拠点の状況等も踏まえ、引き続きJAさま等農業関係者さまとご相談させていただきたいと考えております。)

※ すでにお支払いさせていただいた 3 倍相当額については、2017 年 1 月以降の損害が 3 倍相当額を超える場合や、今後営農を再開されるご意向がない場合であっても、戻入していただくことはございません。

【休業を余儀なくされたご事情の例（注 2）】

① 会員なきご事情に該当し得る例

- 2017 年 1 月以降も避難指示が継続している
- 除染土壌仮置場として農地を提供されている
- 水路・農地が避難指示・除染により未整備である
- 保全管理を実施している
- 作付実証を実施している
- 同一農地が帰還困難区域と解除済み区域にまたがっている
- 基盤整備を実施している（予定含む）＊事業採択に向けた諸条件の整備状況等を確認

② 会員なきご事情に該当しない例

- 太陽光発電設備を設置している
- 中間貯蔵施設の予定地である
- 農地を譲渡・貸与した
- 避難指示は解除されたが、避難先が遠隔地であるため営農再開していない

③ 詳細をお伺いさせていただきたいご事情の例

- 担い手不足（周囲の農業者が帰還せず個人での営農再開が困難、農作物受託者が確保できない）
- 営農再開に必要な施設、機械等の整備・確保に時間を要する 等

＜ご事情の例に係る留意事項＞

- ・①および②については、現時点である程度類型的に判断できると考えているご事情を記載させていただいております。
- ・③については、農業者さまごとに状況は様々と思われますので、詳細なご事情を丁寧にお伺いさせていただきたいと考えております。
- ・上記はあくまで例であり、これらに限るものではありません。
- ・上記例は現時点での弊社としての考え方であり、ご意見・ご異議・ご質問等をいただいた際には、別途協議の場を設けさせていただき、ご事情を丁寧にお伺いさせていただきます。

6.(1)【2020(令和2)年損害請求内容確認書】「ご記入例」

ご記入例

(ご担当JAさまへのご提出用)

損害請求内容確認書(令和2年)

請求番号	年月	4	●	●	●	●	●	●
住所別	<input type="radio"/> ○ ○ □ □ <small>郵便番号(100-XXXX) 郵便番号 〒 ***-XXXX</small> ○○●●市□□町△△△-○ <small>電話番号</small> ○○○-●●●-×××							

ご請求内容がよろしければ、現在お住まいのご住所(ご避難されている方はご避難先のご住所)とお電話番号、お名前、ご捺印(認印で可です)のうえ、ご健闘された日付をご記入のうえ、返信用封筒(レターパック)にてご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

JAグループ東京電力原発事故賠償対策福島県協議会(JA福島さくらふたば地区本部)より提示された平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による賠償請求額について、以下の請求確認額に相違ないことを確認しました。

1. 請求確認欄

JA・扶助名	JA福島さくらふたば地区本部
生産者名	○○ □□
生産者登録番号コード	11-1234567

お記入欄のご生産者様と上記にご記入されますお名前が相違される場合、別途手続きが必要となりますので、JAまでご連絡願います。

請求確認額(円)		100,000

内 容		金 額
被扶助額	(1) (円)	400,000
少佐扶助額(既お支払い済)	(2) (円)	300,000
既支扶助額	(3)=(1)-(2) (円)	100,000

年度	通報額(万円)		
	通報額(万円)	既扶助額(万円)	未扶助額(万円)
2013年(平成25年)	100,000	0	100,000
2014年(平成26年)	100,000	0	100,000
2015年(平成27年)	100,000	0	100,000
2016年(平成28年)	100,000	0	100,000
2017年(平成29年)	100,000	0	100,000

(注) 墓地を喪失している場合は、平成29年の基礎扶助金額とは異なります。
 (注2) 既扶助額に算入する分額は、
 (注3) 既扶助額に算入する分額

6.(2)【2020(令和2)年損害請求内容確認書】「ご記入例上記右下の拡大版」

年度	(損害額①の内訳)		
	基礎算定額 ※1	控除額Ⅰ ※2	控除額Ⅱ ※3
2017年(平成29年)	100,000	0	
2018年(平成30年)	100,000	0	
2019年(令和1年)	100,000	0	
2020年(令和2年)	100,000	0	
	400,000	0	0

6.(3) 【2020(令和2)年 損害請求内容確認書】

「2018(平成30)年地上権契約をした農業生産者が2019(平成31・令和1)年)年の事例」

2019(令和1)年の基礎算定額が0円 請求確認額が0円である

(ご担当JAさまへのご提出用)

JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

損害請求内容確認書(令和2年)

(請求年) 年月 日

(生産者名)

(生産者コード)

JJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会(JA福島さくら(ふたば地区本部))より提示された平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による農畜産物に係る損害賠償請求額について、以下の請求確認額に相違ないことを確認しました。

1. 請求確認額
JA・法人名
生産者名
生産者(組合員)コード

請求確認額 (円)	0
-----------	---

内 容	金 額
損害額	① (円)
2倍賠償額(既お支払い済)	② (円)
請求確認額	③=①-② (円)

年度	「請求額」の内訳	「既支払額」
2017年(平成29年)	④	0
2018年(平成30年)	⑤	0
2019年(令和1年)	0	0
2020年(令和2年)	0	0
	⑥	0

※1：農地を無効している場合など、平成28年の基礎算定額とは異なる場合があります。
※2：公設種苗料に関する既支払額
※3：既支払額に関する既支払額

6.(4) 【2020(令和2)年 損害請求内容確認書】拡大版

右側2017(平成29)年2018(平成30)年の基礎算定額に金額記入あり

右側2019(令和1)年の基礎算定額に金額記入0円の表示

左側請求確認額 0 円 下段の内容 損害額2年分－3倍相当額(既支払い済)= 0 円

1. 請求確認額
JA・法人名
生産者名
生産者(組合員)コード

請求確認額 (円)	0
-----------	---

内 容	金 額
損害額	① (円)
2倍賠償額(既お支払い済)	② (円)
請求確認額	③=①-② (円)

年度	「請求額」の内訳	「既支払額」
2017年(平成29年)	④	0
2018年(平成30年)	⑤	0
2019年(令和1年)	0	0
2020年(令和2年)	⑥	0

※1：農地を無効している場合など、平成28年の基礎算定額とは異なる場合があります。
※2：公設種苗料に関する既支払額
※3：既支払額に関する既支払額

7.【2022(令和4)年8月8日東電との交渉議事録 テープ起こし当方作成】

前回交渉2022年6月6日東電の冒頭回答内容(8月8日交渉時東電から異議なしを確認)

北見:当社の考え方を説明します。

1.『まず、中間貯蔵施設の賠償の考え方について』

土地提供者は土地売買者も地上権設定者も同じである。

これは農業以外に供される蓋然性が高く、相当期間、中間貯蔵施設に農地を提供することを目的とした契約締結の事実から現時点で、営農再開の意思がないことが客観的に確認できることから、農業の賠償対象外としている。

一方、中間貯蔵施設への契約未締結者(国・環境省と交渉中含む)は中間貯蔵施設エリアとなっているが、現時点で営農再開の意思を否定することが、客観的にはできないことから、農業の賠償対象としている。

2.『続いて仮置き場等の営農賠償の考え方について』

仮置き場は短期間、一時的な使用を想定、その後、農地として原状回復の上、土地が返還されることから、当社が営農意思なしと判断することが困難であるので、農業の賠償対象と考えている。

帰還困難区域において仮置き場の期間が長期化し、10 年近く経過しているものもあるが、これは結果として短期間契約が、更新していると考えている。実際契約書の確認もしている。ただし、長期化しつつある仮置き場は、農業賠償の請求を受け付けた際、必要に応じて仮置き場の地権者から事情を伺うこと等により、今後とも適切な賠償に努めたいと考えている。

3.『仮設焼却場などについて』

前回協議の際、回答を保留した(中間貯蔵施設、仮置き場と同じく国の借地)仮設焼却場、セメント固化処理施設、フクシマエコテッククリーンセンター(特定廃棄物埋立処分施設)入り口部分等は、場所が限定され、地権者の特定につながるから、回答はしない。

4.『契約期間の長期短期について』

また、前回協議の際の質問への回答だが、東電として、損害発生の蓋然性を踏まえ、対応している。(営農賠償の)請求受領の都度、請求内容を総合的に勘案の上、今後とも適切に判断していくことを考えている。

5.『営農再開の意思について』

前回の協議での意見に対する回答は、東電は、請求時点の営農再開意思を、確認する(注)ことにより今後とも、適切な農業賠償に努める。(注:確認するで、尊重し基づくではない。)

中間貯蔵施設に農地を提供したことを以って、相当期間農業以外の事業に供される蓋然性が高いことから、農業の休業の賠償対象外であると考えている。簡単だが以上です。

以上